

令和6年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榑	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川		勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	（午後欠席）

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	保	多	紀	江	君	
福祉課長	森	岡	彰	寿	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	佐々木	康	仁	君		
建設課長	松	野		孝	君	
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	加	藤	勝	廣	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山	田	弘	幸	君
-----------	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	野	田		誠	君
総務担当主査	飯	野	真	有	君

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名＜P 3＞ |
| 日程第 2 | 会期の決定＜P 3～P 4＞ |
| 日程第 3 | 諸般の報告（議長）＜P 4＞ |
| 日程第 4 | 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞ |
| 日程第 5 | 行政執行方針（町長・教育長）＜P 5～P 15＞ |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 15～P 16＞ |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜P 16＞ |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 第 4 期足寄町障がい者福祉計画・第 7 期足寄町障がい福祉計画・第 3 期足寄町障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）について＜P 16～P 21＞ |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について＜P 21～P 27＞ |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例＜P 27～P 28＞ |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例＜P 28～P 29＞ |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 足寄町監査委員条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例＜P 29～P 30＞ |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 足寄町動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例＜P 30＞ |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例＜P 30～P 32＞ |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について＜P 32～P 33＞ |
| 日程第 16 | 請願第 1 号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書＜P 33＞ |

午前１０時００分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和６年第１回足寄町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第１８４条の規定によって、４番矢野利恵子君、５番田利正文君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました第１回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日３月５日から３月２２日までの１８日間とし、このうち６日から１２日までと、１５日から１７日までと、２０日の１１日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、３月５日は、議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第３号の報告を受けます。

次に、議案第９号と、議案第１１号から議案第１７号までを即決で審議いたします。

議案第１０号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

請願第１号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

１３日は一般質問を行います。

１４日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告をいたしますので、御了承願います。

なお、議案第１８号から議案第２６号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第２７号から議案第３６号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第２ 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月２２日までの１８日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２２日までの１８日間に決定いたしました。

なお、１８日間のうち、６日から１２日までの７日間と、１５日から１７日までの３日間並びに２０日の１日間は休会といた

したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月7日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「足寄町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を別冊のとおり策定しましたので御報告いたします。

デジタル技術は近年、急速に発展・普及し、あらゆる場面でデジタル技術が欠かせないものとなり、AIやロボット技術の発達は、生活に大きな影響を与え、経済・社会構造にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

このような中、国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、デジタル強靱化社会の実

現に向け、社会全体のデジタル化を進める必要があるとしています。また、令和2年12月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。

本町では、平成26年に基幹業務システムをクラウド化したほか、庁内ネットワークのWi-Fi化や町税等の納付書のキャッシュレス対応化等、電子自治体の実現に向けた取組を進めてきました。今後もICTの普及により、町民の生活があらゆる面でより良い方向に変化するように、「足寄町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」とは、デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させることであることから、本計画に6つの基本方針を掲げ、便利で効率的な行政サービスを目指すこととしました。基本方針は、①利用者の利便性向上を意識した業務見直しを伴うデジタル技術の導入、②デジタル技術導入による業務の効率化、③費用対効果を意識したデジタル技術の導入、④デジタル化したデータ分析を活用した行政サービスの実現、⑤全部局でのDXの推進、⑥地域社会のデジタル化の推進としており、今後、各業務におけるデジタル技術の活用を進めてまいります。

実施施策の概要ですが、行政手続きのオンライン化を推進するほか、住民がサインのみで各種手続きが行える「書かない窓口」、マイナンバーカードを利用しコンビニエンスストアで住民票などを取得できる「コンビニ交付」、窓口業務のキャッシュレス対応等の導入についての検討や、GIS（地理情報システム）のデータを集約することによる業務効率化、オープンデータの活用、議会のDX推進等を図ってまいり

ます。さらに、業務の自動化システム（RPA）やAI技術も令和6年度から試験的に導入するとともに、DX人材の育成を行ってまいります。

また、国は自治体の情報システムの標準化・共通化を図るため、地方自治体に対し標準化基準に適合した情報システムの利用を義務付けたことから、対象事務について令和7年度までに標準準拠システムへ移行し、デジタル庁が運営するガバメントクラウドに接続を行うため、情報セキュリティを強化し安定したシステムの運用を行ってまいります。

本町のDX推進を加速し、デジタル技術により各種手続きのオンライン化や簡略化等により、住民の利便性向上を図るとともに、業務の効率化を促進し行政サービスの向上を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の医師体制につきまして、現在、常勤医師として、内科3名、外科1名のほか、非常勤の派遣及び出張医師により診療を行っております。

このほど、足寄町医師等修学資金の貸付を受けていた帯広市内在住の医師1名から、本年4月1日からの勤務についての希望があり、採用を内定いたしましたことから、現在、赴任に向けた諸手続きを進めておりますので御報告申し上げます。

新たに常勤医師としてお迎えする方は、池田明洋氏、53歳です。

池田医師は空知管内芦別市の御出身で、平成27年に札幌医科大学医学部を卒業後、同年4月から独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院、平成31年4月から市立芦別病院に勤務された後、令和4年4月に帯広第一病院へ入職され、現在は消化器内科主任医長として勤務されております。

専門科目は内科・消化器病領域で、現在は、同領域の専門医として指導的な役割も

担われており、令和4年度においては臨時の派遣医師として、2か月に1回程度、当院での内視鏡検査業務や外来診療にも御従事いただきました。

また、大変誠実なお人柄で、赴任に当たっては本町の地域医療に貢献したいとの強い思いも伺っておりますので、着任後の御活躍を大いに期待しているところです。

このたびの池田医師着任により、約5年ぶりに常勤医師が内科、外科合わせて5名体制となることで、より一層の医療提供体制の充実が図られることとなります。

今後におきましても、消化器系疾患の診療を強みとしつつ、一般内科から外科治療に至るまで幅広く診療を行うとともに、地域の基幹病院としての役割のもと、町民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、引き続き安定的な診療体制の確保に努めてまいります。

以上、国民健康保険病院の診療体制についての御報告とさせていただきます。

以上、2件の行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政執行方針を申し上げます。

令和6年第1回足寄町議会定例会の開催にあたり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策につきまして所信を申し上げます。

昨年5月に町民の皆様への負託を受け、2期目の足寄町長という重責を担わせていただいてから10か月が経過しました。

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染

症が５類に移行となり、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会をはじめとする様々な行事を再開することができ、コロナ前の賑わいを取り戻しつつあります。これまでマスク着用や手指消毒、行動自粛など感染防止対策に御協力をいただいた町民・事業者の皆様、地域の保健医療を支えていただいた関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

住んでいて良かった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりに向け、町民の皆様とともに考え、ともに取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

町の基幹産業である農業の関係では、春先から好天に恵まれたことから、小麦と馬鈴しょは生育が早く進み、平年以上の収量で豊作となりましたが、豆類は、高温の状態が続いたことや、収穫時期の断続的な降雨等の影響で、大豆以外は反収・収穫量とも前年を下回りました。てん菜は高温多湿の影響から、褐斑病が蔓延し低糖分となり、品質・収量ともに著しく低下し、深刻な被害となりました。

畜産関係では、ロシアのウクライナ侵攻等の影響で、肥料や飼料、生産資材価格が高騰し、農家経営を圧迫しています。生乳の生産抑制緩和や乳価の引上げなど、若干上向きな要素はありますが、仔牛価格は依然として低迷し、厳しい経営状況が続いていることから、足寄町農業協同組合との連携を密にし、農業経営継続のための支援を行ってまいります。

人口減少対策は本町の最重要課題であり、基幹産業の農林業をしっかり支援することが、地域経済の振興、過疎対策に結びつくものと考えており、「足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組を進めています。

地方創生、人口減少対策の大きな柱である「子育て応援出産祝金贈呈・保育料完全無償化・学校給食費無償化・足寄高校存続

に関する支援」等の子育てと教育の支援を継続し、「安心して子育てできる町、足寄町」を、町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

あわせて、産業の振興と雇用創出のための取組、時代の変化にあった福祉施策を進め、ひとり暮らしのお年寄りや障がい者が安心して住み続けられる環境を充実させてまいります。

国・地方とも厳しい財政状況が続いておりますが、「人にやさしいまちづくり、町民の幸せのために」、町民目線で誠心誠意、足寄町の発展に取り組めます。

現在足寄町では、令和７年度から令和１６年度までの１０年間のまちづくりの指針となる「第７次総合計画」の策定に向け、まちづくりアンケートや地区別懇談会などを開催し、地域や各種団体等の代表者や有識者に参加いただいている第７次総合計画策定専門委員会において、第６次計画の検証、次期計画策定のための課題抽出等を行っています。

コロナ危機から脱却し、「この足寄町に住んで良かった」と思っただけの、「安全で安心なまち」の実現に向け、新年度予算編成に臨みました。

令和６年度予算編成の重点方針を、１、医療と介護・保健・福祉連携システムの推進、２、安全、安心な住みよいまちづくりの推進、３、産業振興の推進、４、学びと文化のまちづくりの推進、５、総合戦略による人口減少対策の推進の５点に定め、予算編成を行いました。

地方交付税を中心とする歳入の確保に明るい見通しが無い中、施設の維持管理費や公債費等、経常経費が年々増加しています。

特に近年は、改修や更新といった長寿命化が必要な施設や設備が増加しており、本年度は下愛冠コミュニティセンター、あしよろ銀河ホール２１の防火シャッターや排煙設備、螺湾小学校や弓道場遠的場の改

修など、多額の一般財源が必要な事業が増えています。

先ほど行政報告をさせていただきましたが、足寄町デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、行政のデジタル化に取り組み、町民の皆様の利便性の向上と行政の効率化を進めてまいります。

また、ゼロカーボンの推進では、2050年までのカーボンニュートラル達成に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ等を全町的な取組として推進するため、二つの実行計画の策定等を行います。

一つ目は、足寄町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減のため平成29年に策定した「足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の見直しを本年3月中に行い、二つ目は令和6年度中に、民間の方々を含めた足寄町内全域の再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物の削減などによる、温室効果ガスの削減を進めるための指針となる「足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する予定です。

住民、そして事業者の皆様が自発的にゼロカーボンや省エネの取組を進めていただけるよう、適切な情報を発信して住民周知に努めるとともに、町民の皆様の御意見を反映させた計画を策定したいと考えております。

ゼロカーボン推進に向けた取組として、本年度は、街路灯及び温水プール照明のLED化について予算計上しており、今後、役場庁舎、集会施設及び学校施設等のLED化を積極的に進めてまいります。

次に、令和6年度各会計の予算案等につきまして、項目ごとにその概要を御説明いたします。

歳入の確保につきましては、適正にその財源を見積り、収入可能な財源については積極的な捕捉と自主財源の確保に努めることとしています。

町税は町の歳入の根幹をなすものであ

り、税収確保は極めて重要なことから、適正で公平公正な課税に努めます。

昨年度からコンビニ納付の運用を開始し、全国のコンビニエンスストアやスマートフォンによる納付が可能となり、税金のほか、公共料金等も納付していただくことが可能となりました。

町債については、交付税補填率の高い地方債を厳選して借入れ、その他の収入においても、過大とならないよう留意して計上しております。

次に歳出では、住環境の向上、定住促進と地域経済活性化の取組として、町内建設業者施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備、空き家解体等を対象とした住環境・店舗等整備補助事業を引き続き行います。

また、まちづくり活動支援補助金につきましても、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を支援するため、引き続き計上しております。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、令和6年度は8千万円の収入を見込んでおりますが、町内事業者の返礼品開発を支援する補助制度を継続し、寄附額増に繋げてまいります。

地方創生推進事業では、新婚世帯の新生活スタートに伴う経済的負担を軽減し、新生活を支援する、結婚新生活支援事業補助金を本年度も計上しています。

また、移住施策として、移住希望者の募集や相談業務を行うとともに、北海道が運営するマッチングサイト支援の対象となる求人やテレワークにより、東京23区から足寄町に就職・就業した移住者を支援するための予算を計上いたしました。

次に、公共施設等の管理につきましては、安全性と利便性の向上を図るために、あしよろ銀河ホール21にエアコンを設置するほか、下愛冠コミュニティセンターの改修、令和7年度建設予定の（仮称）旭町

コミュニティセンターの実施設計を計上しています。また、公営住宅では、栄団地公営住宅の屋根・外壁塗装等の改修工事、北星団地の解体を行います。

交通安全の推進につきましては、昨年7月に、交通事故死ゼロが1,076日でストップしましたが、不幸な事故が起きないよう、本別警察署や足寄交番、交通安全協会などと連携して、啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故撲滅に向けた取組を進めてまいります。

自治会活動の推進であります。自治会は住民が地域で安心して生活していくために防犯・防災・福祉など様々な取組を通して、住みよい地域づくりを進める中心となる組織であります。近年、高齢化や担い手不足、コロナ禍によって住民同士の繋がりが希薄になりつつあり、地域の課題を地域で解決できる体制の整備、地域に住む人が孤立せず安心して住み続けられる地域を維持するため、自治会の組織力強化と地域活動の活性化、花いっぱい運動等の環境美化活動や自主防災組織の設立等、自治会連合会とともに、自治会活動に支援を行ってまいります。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

障がい児者施策につきましては、障害者地域生活支援拠点施設と連携し、相談対応や居住支援など、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の整備を進めてまいります。

子育て支援の充実につきましては、子育て安心基金を財源に、引き続き、出産祝金の支給をはじめ、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育及び学童保育所の保育料等完全無償化を継続してまいります。

また、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金等一体的実施事業につきましては、引き続き出産・子育て応援ギフトの支給や面談等により子育て支援を行うほか、

母子健康手帳、予防接種業務及び乳幼児健診のデジタル化を進め、スマートフォンアプリを導入し、子育て支援を効果的に行える体制の構築を図ります。

こども園及び学童保育所においては、登園等の記録を管理するシステムを本格稼働させ、保護者への連絡体制の充実や保育支援計画の作成、情報の共有化を進めてまいります。

国は、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするためにこども家庭庁を令和5年度に発足しましたが、本町においても、更なる子育て支援の充実を図るための体制整備を進めます。

高齢者福祉施策では、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等との情報共有を一層進め、介護保険制度の改正、介護保険サービスを取り巻く時代の変化への対応や、「医療と介護・保健・福祉の連携システム」の充実に向けた取組を進めてまいります。また、町内の軽費老人ホームに経営安定資金等を助成し、福祉施設サービスの円滑な提供を支援いたします。

介護人材の確保・育成事業としまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金などの制度を継続するほか、介護職員初任者研修を開催し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。

次に、予防検診経費といたしまして、PETがん、ヘリカルCT肺がん検診等の各種がん検診のほか、人間ドック、胃カメラ、骨粗しょう症やピロリ菌検査、脳ドック検診等の受診に係る経費について引き続き支援を行うとともに、加齢などによる免疫機能の低下が原因で発症する带状疱疹に対し、発症及び重症化予防のためのワクチン接種費用の助成を行い、町民の命と健康を守る取組を充実してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業につきましては、令和5年度

で全額公費による特例臨時接種が終了します。令和6年4月以降は、65歳以上の方、60歳から64歳の方のうち一定の条件に該当する方については、重症化予防を目的に定期接種化となり原則有料となるほか、定期接種以外でワクチン接種を希望する方は、任意接種として自費で接種していただくことになります。

今後、国の方針等が確定しましたら、町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

環境衛生についてですが、これまではハチ駆除を行う町内事業者がいなかったため、依頼があれば無償で町が駆除をしてきたところですが、町内事業者よりハチ駆除を事業として実施したいとの申出があったことから、今後、町による駆除は行わず、高齢者及び障がい者等の住宅等に限定して、ハチ駆除費用の一部を助成することといたしました。

町営温泉浴場「銀河の湯あしよろ」については、昨年4月のオープン以降、2月末で約3万人の利用があり、新たな憩いの場として御利用いただいています。今後も、くつろぎと健康増進の場を提供するため、指定管理者とともに円滑な運営を進めてまいります。

ごみ減量化の取組につきましては、啓発活動の強化、リサイクル体制の充実等を進め、更に食品ロスやごみ発生を抑制する取組を推進するとともに、引き続き、資源ごみ集団回収や生ごみ処理機等の購入に対して助成を行ってまいります。

市街地の燃やさないごみ等の収集は、毎週月曜日に実施していましたが、週当たりの回収量が少ないことから、本年4月から月2回の収集とすることといたしました。また、大嘗地・上利別・白糸・愛冠・鷲府地区につきましては、本年4月より、月曜日から金曜日に収集日を変更することといたしました。

し尿等処理手数料につきましては、平成

18年4月の改定以降、消費税率の上昇分のみを反映させた改定を行ってきましたが、昨今の燃料費や人件費等の上昇を踏まえ、本年4月1日から約2割の値上げをすることとしました。

次に、農業施策の推進について申し上げます。

農業を取り巻く環境は、先行きを見通すことが非常に困難な状況にあり、本町の農業がこの状況を乗り越えるために、その基盤となる足腰の強化が求められています。

持続可能な畑作経営を推進するためには、「土づくり」が非常に大切ですが、燃油価格高騰による堆肥運搬コストの上昇で堆肥利用が減少していることなどから、足寄町農業協同組合が実施する「耕畜連携地力増進事業」を支援し、堆肥や発酵消化液の有効活用促進を図ってまいります。

畜産関連では、経営安定のために大家畜特別支援資金利子補給費などの制度を継続し、農家の負担軽減を図るとともに、経営の安定と向上を図るために規模拡大等を行う畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金の貸付を継続します。

また、町内において、家畜伝染病の発生が相次ぎ、牛馬の移動や出荷の制限、淘汰に至る場合もあり、経済的にも精神的にも大きな負担となっていることから、足寄町農業協同組合や関係機関と連携し、家畜伝染病の予防と衛生対策の強化を図ってまいります。

農業担い手対策につきましては、昨年は2戸の新規就農がありましたが、今後も経営開始資金や新規就農志向者として研修される方への実習奨励金などの幅広い支援を行うとともに、経験の浅い経営者の指導等も、関係機関と連携して取り組みます。また、新たな担い手確保に向けた情報発信と収集にも力を入れてまいります。

基盤整備事業では、営農用水の整備を継続して進めるとともに、必要な基盤整備事業について、北海道が事業主体である道営

事業への新規採択に向け、足寄町農業協同組合と連携して取り組んでまいります。

また、農村地域の高齢化や人口減少等が進む中、地域の共同活動等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図るため、国の「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」「環境保全型農業直接支払交付金」の各制度を活用して、農業と集落を維持する取組に支援をしてまいります。

次に、林業振興について申し上げます。

将来にわたって森林の恵みを享受できるまちづくりを推進し、森林の有する多面的機能を発揮するため、森林施業の実施や森林保全を進め、健全な森林資源の維持造成を推進します。

森林環境譲与税を財源とする森林環境整備事業は、森林整備の推進、林業人材の育成と担い手確保等を柱に、適正な森林施業の実施と健全な森林資源の維持造成など、本町の林業振興に繋がる取組を、関係機関と連携して推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、特にエゾシカの個体数が増加し、農作物への被害が年々増え大きな問題となっていることから、「足寄町鳥獣被害防止計画」に基づき、足寄町農業協同組合、農業関係団体、猟友会などと一体となって捕獲体制を強化し農業被害の軽減に努めます。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、商工業者は、これまでにない厳しい状況が続いていましたが、昨年5月以降、観光客も徐々に増え、活気が戻りつつあります。しかしながら、以前の売上げにまで回復していない状況にあることから、足寄町商工会や金融機関と連携し、町内事業者の状況把握に努め、必要な対応を検討してまいります。

また、経営継続に必要な取組を行う小規模事業者に対し、商工会が支援する「小規模事業振興補助金」や町内で新たに創業し

た事業者に対し、創業時と創業から2年経過後に支援を行う「足寄町創業及び持続化支援金」を本年度も計上しています。

また、消費者対策については、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑多様化する相談内容に対応できるよう、相談体制の充実を図り、消費生活の安全を確保してまいります。

イベントの開催については、昨年、「足寄ふるさとラワンぶきまつり」と「足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」をコロナ後初めて通常開催し、多くの方に御来場いただきましたが、本年も実行委員会とともに、更なる充実に努めてまいります。

雌阿寒岳・オンネトー地区の観光振興につきましては、登山ブームもあり多くの観光客が訪れ、オンネトー野営場休憩舎も多くの利用者で賑わっており、あしよろ観光協会や地元事業者等と連携し、訪れてみたいと思っただけの魅力ある観光コンテンツの充実に努めます。

次に、土木関係の事業について申し上げます。

地籍事業につきましては、引き続き令和2年度着手の中足寄・螺湾・上利別の各一部地区について、土地の位置付けの明確化を進めてまいります。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、一天橋及びつつじ橋の修繕工事を行うとともに、令和7年度の修繕に向けて、柏倉中央橋及び西洋橋の調査設計を行い、長寿命化を図ります。

道路ストック修繕事業として、足寄白糠線の舗装路面の補修を行い、道路交通の安全を確保いたします。

また、総合計画に基づき、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事を行うとともに、有利な起債を活用して本年度から2か年をかけて、集中的に街路灯のLED化を進めてまいります。

公園事業につきましては、里見が丘公園整備事業として、旧青少年会館から足寄高校西側にある公園駐車場までの園路を整備するほか、案内板の設置工事を行います。

また、公園長寿命化修繕事業として、遊具等の保守点検結果に基づき、引き続き計画的な修繕を行い、公園施設の安全と機能の維持に努めてまいります。

次に、消防体制の推進についてですが、常備消防管理経費ではとちまち広域消防事務組合負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しています。

消防自動車更新事業では、第5分団1部（中足寄）の消防ポンプ自動車を更新し、防災体制の強化と地域住民の安全確保を図ります。

消防庁舎及び消防団詰所改修事業では、庁舎仮眠室等空調設備更新工事を行い、上足寄消防団詰所においては屋根塗装工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

消防吏員防火衣更新事業では、安全に活動するために、防火装備に係るガイドラインを踏まえた防火衣への更新を行います。

消防体制については、出動計画に基づく消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災を減らすためには一人一人の防火意識が重要なことから、年間を通して啓発を行い、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化による救急件数の増加と救急業務の高度化に対応するため、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修を進めるとともに、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

引き続き、町民の安心安全を確保するため、消防署、消防団と関係機関が連携して、地域の実情や社会情勢に対応した消防

行政の推進に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

頻発する異常気象や大規模地震・火山噴火、大規模停電等の災害に備えるため、引き続き自主防災組織の結成に係る支援の強化を図るとともに、能登半島地震の教訓から、冬期における避難所対策としてポータブルストーブを購入するほか、夏季におけるクーラーの借上など防災資機材の増強等を行ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、高齢化による医療費の増加と被保険者の減少、経済の低迷なども重なり、財政負担は大きく増しており、令和6年度当初予算においても基金を取り崩しての予算編成となっています。

令和12年度に予定されている全道での標準保険税率の導入に向け、保険税率の段階的な移行、納付金財源の安定確保、年度間の税負担の平準化を図る調整財源としての基金を一定量確保するためにも、計画的な税率改正を行い、国民健康保険制度が被保険者にとって、安心して医療機関を受診でき、地域の医療を支える制度として役立てるよう、今後も努めてまいります。

本年の12月には現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードとの一体化が予定されておりますが、被保険者が不安なく必要な医療を受けられるよう、準備を進めてまいります。

簡易水道事業特別会計につきましては、引き続き、適切な施設の維持管理を行い、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

介護保険特別会計にあつては、第9期介護保険事業計画の初年度として、これまでの実績を踏まえた計画を基に必要な事業を

行ってまいります。

介護サービス事業特別会計であります。特別養護老人ホームの運営にあたっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、健康保持、安全・安心して生活が送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、施設の建替えにつきましても、本年度より工事着手し、令和7年度の供用開始を目指し事業を進めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、引き続き、安定した制度運営のために北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図ってまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、住民課と福祉課が連携し、個々の状態に応じた疾病予防や重症化予防、生活機能の向上を図るための取組を進めてまいります。

資源ごみ処理等事業特別会計につきましては、中足寄にある銀河クリーンセンターにおいて、足寄町、本別町及び陸別町のごみの中間処理等を行っており、施設整備後20年以上が経過することから、計画的な設備更新等を進めてまいります。適切な時期に設備更新を行い、経費節減を図るとともに、ごみ処理に関する課題の検討を本別町及び陸別町と連携して進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、安全・安心な水道水の安定的な供給を図るために、老朽管路の更新と道路改良工事に伴う配水管移設工事を行います。

本年度から公営企業法を適用した下水道事業会計につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した旭町のマンホールポンプ更新工事を行い、下水終末処理場につきましては、長寿命化を図るための点検を行います。

既設污水管につきましては、高圧洗浄やカメラ調査を計画的に進め、適正な維持管

理を行ってまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてであります。本年4月1日付けで、新たに内科常勤医師1名が着任することとなり、約5年ぶりに常勤医師が5名体制となります。

経営基盤安定のためには、医師はもちろんのこと、看護師など医療従事者の安定的確保と定着化が必要不可欠でありますことから、引き続き重点課題として取り組んでまいります。

国保病院は、町内唯一の入院病床を有する24時間365日対応の救急告示医療機関として、引き続き、急性期患者の受入れを継続するとともに、高度医療機関で急性期治療を終えた患者のリハビリや在宅復帰に向けた回復期機能を提供する地域医療機関としての体制を維持してまいります。

病院機能においては、高度医療に対応し得る医療機器の整備、消化器病専門医による診療体制の充実、住民ニーズに即した専門外来の継続や訪問診療、訪問リハビリの拡充など、住民の健康と福祉を守るため、予防医療から早期治療などの総合的な医療サービスが提供できる体制を整えてまいります。

人口減少のほか、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により患者数は減少傾向にあり、病院事業経営は厳しい状況が続いておりますが、限られた医師、看護師等の医療資源を最大限効率的に活用するという視点を最重要視し、病院経営の強化に取り組んでまいります。

将来にわたり安心して住み続けるための持続的な医療を提供するため、新興感染症対策や医療DXへの対応、脱炭素化の取組など、新たに策定する経営強化プランに沿った病院運営を着実に進めてまいります。

引き続き、町民の皆様が安心と信頼をもって受診していただけるよう、良質な医療の提供はもとより、病院スタッフの接遇

向上についても、最大限の努力をしてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げましたが、今回の予算編成にあたっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等においては不透明な部分が多いものの、過大にならないように算定し、限られた財源の効率的配分や国の補助制度等を可能な限り活用し予算編成を行いました。

申し上げました内容を主として令和6年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案規模は、一般会計が101億4,105万1,000円、前年度当初比9%増。特別会計の計が36億1,631万2,000円、前年度当初比30.7%増。企業会計の計が21億2,222万7,000円、前年度当初比31.8%増。合計が158億7,959万円、前年度当初比16%増となりました。

昨年度は改選期であったことから、全体的に前年度当初比が大幅な伸びとなっているほか、令和6年度より、下水道事業が特別会計から企業会計へ移行したため、企業会計の伸びが大きくなっております。

一般会計の歳入では前年度当初比で、町税は1.3%減の9億5,967万3,000円を、地方交付税は1.7%増の46億8,288万3,000円を、基金繰入金は財政調整基金や減債基金など9基金から16.3%増の8億3,162万8,000円を見込んでおります。また、町債においては例年どおり辺地対策事業債等を見込んでおりますが、本年度においては特別養護老人ホーム等建設の財源として過疎対策事業債を計上しておりますことから、前年度比115.7%増の12億5,121万1,000円を見込んでおります。

以上、令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げました。

引き続き、限りある財源を効果的に活用し、健全財政の堅持に努め、簡素で効率的な行財政運営と働き方改革を進める一方、町民の皆様との対話を大切にして、誰もが「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、議会との連携のもと、協働のまちづくりを進めてまいる所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 東海林弘哉君。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しを頂きましたので、令和6年第1回定例会の開会に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少の影響、世界情勢の激変等による「変動・不確実・複雑・曖昧」な現代において、これまでの知識や経験だけで解を求めることが難しい状況にあります。このような時代だからこそ、心身や社会的に満たされた状態であるウェルビーイングを実現する生涯学習の展開が重要です。学校教育においては、知・徳・体のバランスがとれ主体的な課題解決力を発揮できる資質・能力の獲得、社会教育や家庭教育においては、幅広い世代と連携・協働し支え合える「人づくり」を推進することが大切です。

そこで、足寄町教育委員会といたしましては、足寄町第6次総合計画及び第6次足寄町教育振興基本計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重するとともに学校教育と社会教育を両輪とし、新たに教育推進幹を配置し、豊かな循環型生涯学習のまちづくりを目指して教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育と学校教育以外の生涯学習、高等学校振興の推進について主な施策を申し上げます。

一つ目は、学校教育の推進についてです。まず、「子どもたち一人一人の可能性を

引き出す教育の推進」ですが、持続可能な開発目標・SDGsや持続可能な開発のための教育・ESDの理念に則った問題解決的な学習や探究的な学習活動を重視し、新しい時代に必要となる資質・能力を育成してまいります。

次に、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」ですが、いじめ、不登校への対応や関係機関と連携した児童生徒への支援、ICTの活用による多様な教育機会の確保、安全教育についても、組織的に行ってまいります。何より、教職員の心理的安全性を確保するためにも、自律型マネジメントを展開し、働き方改革や人材育成、不祥事防止といった喫緊の課題にしっかり向き合っています。また、広域にわたる町内の学校をしっかりとつなぎ、小・中・高の幅広い連携も強化してまいります。

具体的な方策としまして、「確かな学力」では、町内小・中学校における教育課程の連携・充実、少人数指導や習熟度別学習、ICTを活用した様々な学習機会の確保、家庭への啓発活動等に取り組んでまいります。また、各種調査の分析結果の活用や、「主体的・対話的で深い学び」を実現する「個別最適な学び」と「協働的な学び」を核とした「学力向上推進プラン」の明示、十勝教育局の学校指導訪問や教育推進幹の具体的な指導・支援により、確実に授業改善を図ってまいります。効果的な教育活動の展開についても、小・中・高で連携・協働し、体制や方法を工夫してまいります。

「豊かな心」では、教育相談の機能、組織的・計画的な道徳教育や道徳科の充実、SNS等の情報モラル教育の徹底、読書活動の推進に取り組んでまいります。特に、読書につきましては、豊かな人生の基礎となる感性を育む読書活動を充実させるため、移動図書や巡回配本、図書館司書の学校訪問相談等、町図書館と学校の連携を図ってまいります。また、「いじめ問題」につきましては、足寄町いじめ防止基本方針に基

づき、まずは積極的に認知し重大事態を引き起こさないよう、また早期に対応できるよう指導してまいります。コロナ禍後、増加傾向にある不登校の対応については、学校・保護者・関係機関の連携強化を図り、個別最適な改善を目指します。併せて、ヤングケアラーについても、関係機関と連携して把握と支援の検討に努めてまいります。

「健やかな体」では、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を踏まえた体力づくり策の持続化や保健指導、栄養教諭と連携した食育の充実を図ってまいります。併せて、学校給食の運営に当たっては、衛生・安全管理を徹底するとともに、地場産食材の積極的な活用による「ふるさと給食」等を継続し、安全・安心で楽しい給食の提供に努めてまいります。

その他、ふるさと教育や国際理解教育、キャリア教育、防災・交通安全教育を推進するために、あらゆる人材を活用するとともに、関係機関・団体等との連携・調整を図ってまいります。

さらに、ICTによる教育では、「使うこと」から「より効果的な活用」という第2段階の取組が求められています。本町としましても、1人1台端末を効果的に指導計画に位置付け充実を図ってまいります。また、きめ細かな複式教育や長期欠席児童生徒への支援等、多様なICT活用についても工夫してまいります。

特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を実施するため、社会的自立や合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画に基づいた教育活動や、あしよろ子どもセンターとの連携強化等、支援体制の充実に努めてまいります。

教職員の人材育成につきましては、足寄町「人づくりの町」構想に沿って、北海道教育委員会の研修履歴を活用した新たな研修制度との融合を図り、意義や志といったパーパス起点により十勝で活躍できる人的資源の育成を目指してまいります。そのた

めにも、教職員の働き方改革を確実に推進し、未来創造型のアプローチを展開してまいります。

コミュニティ・スクールにつきましては、地域学校協働活動はもちろん、PTA連合会等との一体的な取組を強化し、地域の諸課題を主体的・協働的に解決していけるよう多様で包括的な組織としての基盤づくりを行ってまいります。

二つ目は、生涯学習の推進についてです。

『「学ぶ・育てる・ささえあう」笑顔あふれるまちづくり』を基本理念とした第6次足寄町教育振興基本計画を踏まえ、「地域と歩む持続可能な教育の実現」として足寄ならではの生涯学習社会の実現に向けた家庭教育や社会教育等の充実を図ってまいります。また、地域資源を組み入れた多様な学習活動やICTを活用した情報共有及び町民ニーズの把握に努めるとともに、学び合いを通して「人的ネットワーク」の絆を強め、「人づくり」に取り組んでまいります。

具体的な方策としまして、まず「家庭教育学級」や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の充実、関係機関との連携を通して、家庭教育・子育て支援の発展に努めてまいります。

人間形成の基礎が培われる青少年教育につきましては、SDGs・ESDを踏まえ、自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」をはじめ、多様な活動を展開します。また、地域の教育機関である「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」等との連携も図ってまいります。

未来のリーダーを育成する成人教育や、女性が個性や能力を発揮し活躍できる機会や情報の共有、高齢者向けの100年塾「生きがいスクール」等、多様で豊かな学び合いを支援するとともに、全ての年代で、国際交流を意識した取組を展開してまいります。

生涯学習施設、とりわけ図書館につつま

しては、情報センターとしての機能が充実するよう、関係機関との連携のほか、魅力ある事業を展開し読書活動を推進してまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、中学校部活動の地域移行の取組を契機として、指導者の育成や指導体制の整備を図ってまいります。さらに、十勝東北部3町で連携した総合型地域スポーツクラブの育成等を検討してまいります。

三つ目は、足寄高等学校教育振興の推進についてです。

足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた取組につきましては、足寄高等学校振興会等関係団体と連携・協議し、海外研修派遣事業等これまでの振興策を継続するとともに、さらに広く周知し効果を高められるよう努めてまいります。

また、コーディネーターを配置し、小・中・高の連携・協働をはじめ、主体的に課題に向き合う力を身に付けさせる「探求活動」への支援も行い、高等学校教育の質の向上に貢献したいと考えております。

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

11時30分まで休憩といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 報告第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第3号予定価格1,000万円以上の工事又

は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第3号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

2ページの別紙を御覧ください。

令和5年11月17日から令和6年2月13日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、表のとおり2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第9号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、尾岸秀毅氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年5月8日をもって任期満了となることから再任をお願いするものでございます。

尾岸氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第10号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第10号第4期足寄町障がい者福祉計画・第7期足寄町障がい福祉計画・第3期足寄町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） ただいま議題となりました、議案第10号第4期足寄町障がい者福祉計画・第7期足寄町障がい福祉計画・第3期足寄町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）について、提案理由の御説明をいたします。

議案書の4ページをお開きください。

足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、第4期足寄町障がい者福祉計画・第7期足寄町障がい福祉計画・第3期足寄町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を別冊のとおり定めたいので、御提案するものでございます。

令和3年3月に策定しました障がい福祉計画等の計画期間が令和5年度末で終了することから見直しを行うものです。

計画策定に当たり、障がい福祉計画等の具現化に向けた協議や提言を行う学識経験者、障がい者団体、障がいサービス事業者等の代表者や公募住民等により構成されております足寄町障害者自立支援協議会におきまして、本年度2回の協議会を開催頂き、調査、審議、そして御意見を頂き、計画策定に御尽力頂きましたことに、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

本年2月20日開催の自立支援協議会において、全員一致で了承されましたことから、本日、計画提案をさせていただくものであります。

現在、計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に字句の修正等が行われる可能性があることにつきまして、御了承くださいますようよろしくお願いいたします。

ボリュームのある内容でございますので、重点項目や特に説明が必要と思われる内容にポイントを絞り、御説明させていただきます。

別冊の計画書1ページをお開き願います。

最初に、第1章総論、1、計画策定の趣旨ですが、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、児童福祉法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等に基づき、足寄町では障がい者福祉計画等3計画を一体の計画として策定し、基本理念である「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」の実現を目指して、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。このたび、計画期間が終了するにあたり、これまでの進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、第4期足寄町障がい者福祉計画等を策定するもので、国の指針、北海道の計画及び制度改正を踏まえ策定しております。

次に、2ページ、2、計画の性格及び位置づけですが、（1）第4期足寄町障がい者福祉計画は、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、障害者基本法に基づく市町村障害者計画にあたります。（2）第7期足寄町障がい福祉計画・第3期足寄町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和8年度末における成果目標の設定とサービスの必要量を見込み、この提供体制の確保を図るための実施計画で、それぞれ法に基づく市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画にあたります。

次に、3ページをお開きください。

3、他の計画との関係ですが、国や北海道の計画を踏まえつつ、足寄町第6次総合計画、足寄町地域福祉計画をはじめ、各分野との連携・協働のもと、総合的に推進してまいります。

次に、4ページ下段、計画の対象ですが、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すため、手帳の有無にかかわらず、全ての人を対象とします。

6、計画の推進に向けてですが、自立支援協議会において進捗状況の点検・評価を

行うこととしています。

続いて、5ページに移りまして、Ⅱ、障がいのある人を取り巻く現状、2、障がいのある人の現状についてですが、本町における身体障害者手帳の交付者数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年12月末では350人となっているほか、人口推移と同様に高齢化が進んでいます。

7ページに移りまして、知的障がい者の関係では、療育手帳の交付者数は令和5年12月末で66人となっており、ほぼ横ばいの状態が続いています。

8ページに移りまして、精神障がい者の関係では、精神保健福祉手帳の交付者数は令和5年12月末で43人となっており、こちらもほぼ横ばいとなっています。

9ページに移りまして、自立支援医療精神通院受給者についてですが、平成31年度以降、横ばい傾向にあります。令和5年12月末で114人と若干減少している一方、高齢者の割合が増加傾向となっています。

次に10ページ、発達障がい者についてですが、平成22年の改正で、障害者自立支援法の対象として明確に規定され、発達障害者支援法の施行から10年経過した平成28年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

次に、高次脳機能障がい者についてですが、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより脳を損傷した後遺症として見られる障がいで、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

次に、難病患者ですが、平成25年の障害者総合支援法の施行により、障害者の定義に難病等と明記され、障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

続きまして11ページをお開きください。

医療的ケア児についてですが、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療行為

を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に受けることが必要不可欠である児童で、令和3年度における全国推計値では約2万人となっています。

次に12ページ、第2章障がい者福祉計画について御説明いたします。

I、基本理念ですが、障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを基本理念とし、障がいのある人もない人も互いに地域社会の一員として関わり合い、支え合いながら生活していける地域づくりを目指します。

Ⅱ、計画の目標及び体系、1、計画の目標についてですが、①地域生活の支援体制の充実、②自立と社会参加の促進、③バリアフリー社会の実現の三つの目標を定め、目標達成に向けた取組を促進していきます。

続きまして13ページを御覧ください。

2、計画の体系ですが、目標、施策の区分、施策の方向について記載しております。

次に14ページ、Ⅲ、施策の方向と主要施策、1、地域生活の支援体制の充実、生活支援につきましては、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

続きまして15ページ、主要施策として、①生活支援体制の充実、②相談支援体制・地域移行支援の充実、16ページに移りまして、④障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実などに取り組むこととしております。

次に17ページ、保健・医療についてですが、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図り、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

主要な施策として、①適切な保健・医療の提供、②障がいの原因となる疾病等の予防・治療、18ページに移りまして、③精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実に取り組むこととしています。

続いて19ページ、2、自立と社会参加の促進、療育・教育についてですが、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

20ページ、主要施策として、①障がいのある子どもに対する支援の充実、②学校教育の充実などに取り組むこととしています。

22ページに移りまして、就労支援についてですが、意欲や特性に応じた就労機会の拡大と賃金水準の向上及び職場定着を促進します。主要な施策として、①町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、②一般就労の推進、23ページに移りまして、③多様な就労の機会の確保などに取り組むこととしています。

次に24ページ、社会参加についてですが、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう環境整備を促進するとともに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進に努めます。

主要な施策として、①社会参加の促進などに取り組むこととしています。

続きまして26ページ、3、バリアフリー社会の実現、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止についてですが、差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解を促進します。

主要な施策として、①権利擁護の推進・虐待の防止、②成年後見制度の利用促進などに取り組むこととしています。

次に28ページ、生活環境についてです

が、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯、感染症対策を推進いたします。

主要な施策として、①住まい・まちづくりの推進、29ページに移りまして、②移動・交通のバリアフリーの促進、③防災・防犯対策の推進などに取り組むこととしています。

30ページ、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実についてですが、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるといった、情報の利用におけるバリアフリー化を図り、意思疎通手段の拡充及び自立と社会参加を促進します。

主要な施策として、①情報通信における情報アクセシビリティの向上等に取り組むこととしています。

32ページを御覧ください。

第3章障がい福祉計画・障がい児福祉計画についてですが、第2章の障がい者福祉計画で定める障がい者施策の基本的な考え方や方針を受け、第3章におきまして具体の成果目標や実施計画を定めるものです。

I、成果目標についてですが、自立支援の観点から令和8年度を目標年度として、七つの成果目標を設定しております。成果目標は、第6期計画における実績を考慮するとともに、障がい福祉サービスの利用状況、障がいのある人の意向、本町の現状を総合的に勘案した上で設定します。

1、福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましては、令和4年度末の施設入所者は38人となっており、国の基本指針に基づき、入所者の6%以上を地域生活へ移行することを基本としていますことから、3人を目標としています。

続いて33ページ、2、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築では、関係機関や医療機関との連携を図り、入院している精神障がい者が地域の一員として

安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、必要な支援体制の構築を目指します。

次に34ページ、3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、令和3年度に基幹相談支援センターと福祉ホームの機能を併せ持つ、地域生活拠点施設を整備しましたことから、運用状況の検証及び検討を行い、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域全体で支えるサービス体制の構築を図ります。

35ページに移りまして、4、福祉施設から一般就労への移行等ですが、障がいのある人やその家族、障がいのある人を雇用している企業を対象とした個別相談会の開催等を通じて、双方の不安感の解消や相互理解の促進を図るとともに、就労場所の確保・拡大を目的とした研修会や、情報交換会の場を設定することで、障がいのある人の意欲や障がい特性に応じた一般就労への移行を支援します。

次に36ページ、5、障がい児支援の提供体制の整備等では、(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、37ページに移りまして、(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、38ページに移りまして、(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置等に取り組むこととしています。

続いて、6、相談支援体制の充実・強化等ですが、本町では障がいのある人やその家族等のニーズを受け止める一元的な相談支援体制として、基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターを足寄町障害者地域生活支援センターに設置していますが、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応できるよう体制の充実・強化に取り組めます。

39ページに移りまして、7、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築ですが、北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に担当職員が積極的に参加するなどし、障がい福祉サービスの質の向上に取り組めます。

次に40ページ、Ⅱ、活動指標等ですが、各サービスの活動指標及び確保のための方策を定め、提供体制の計画的な整備を図ることとし、1、障がい福祉サービス・相談支援では、居宅介護等の訪問系サービスの見込量を、42ページでは、療養介護等の日中活動系サービス、訓練系・就労系サービスの見込量を、45ページでは、施設入所支援等の施設系サービス、居住系サービスの見込量を推計し、必要なサービスの提供に努めます。

続いて46ページ、相談系サービスでは、利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画の作成や、障がい者が地域生活を継続できる体制の検討を進めます。

次に48ページ、2、補装具ですが、補装具の給付を希望する障がい者への公平・公正な支給に努めます。

49ページに移りまして、3、障がい児支援ですが、障がい児通所系サービスとして、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの見込量を推計し、学校等の関係機関や地域のサービス提供事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

52ページに移りまして、子どもセンターによる独自の取組内容及び実績についてですが、児童相談の状況としまして、本人・保護者からの相談、学校との連携について記載しています。

53ページ、協議の場として、相談があったケースについては速やかにサポート会議等を開催し、関係機関で情報を共有し、早期かつ包括的に支援ができる体制を整備することとしています。

56ページに移りまして、4、地域生活

支援事業の主な活動指標ですが、理解促進研修・啓発事業において、配慮を必要としている人への思いやりのある行動や、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図っていきます。また、自発的活動支援事業や、５７ページに移りまして、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業等の取組を進めます。

５９ページに移りまして、日常生活用具給付等事業では、日常生活用具の給付を希望する障がい者への周知及び把握に努め、日常生活の利便性向上を図ります。

６０ページ、移動支援事業では、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出の際の移動を支援するほか、移動手段がなく、継続的な治療を要するじん臓機能障がい者の移動支援も実施しています。

６１ページに移りまして、地域活動支援センター事業では、在宅障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ることとしています。

また、日中一時支援事業は、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族の就労や一時的休息の支援につながっています。

６２ページ下段、福祉ホーム事業ですが、令和４年度より地域生活支援拠点施設として、福祉ホーム機能を持つ足寄町障害者地域生活支援センターの運営を行っており、居住支援を必要とする障がい者が円滑に利用できるよう支援を継続します。

次に６４ページを御覧ください。

６４ページからは資料編で、策定経過、委員名簿、アンケート調査結果を掲載しています。

アンケート調査は、身体、療育、精神保健福祉等の各手帳の所持者を対象に、生活状況や障がい者サービスの利用意向等を把握するために実施したもので、計画策定の際の資料となります。

以上、第４期足寄町障がい者福祉計画等の概要説明とさせていただきますので、御

審議のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第１０号第４期足寄町障がい者福祉計画・第７期足寄町障がい福祉計画・第３期足寄町障がい児福祉計画（令和６年度～令和８年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号第４期足寄町障がい者福祉計画・第７期足寄町障がい福祉計画・第３期足寄町障がい児福祉計画（令和６年度～令和８年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

それでは、昼食のため１時まで休憩いたします。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第１１号

○議長（高橋秀樹君） 日程第９ 議案第１１号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長（丸山一人君） ただいま議題となりました、議案第11号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書、5ページを御覧ください。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町多目的交流施設でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、足寄町南7条4丁目66番地1、一般社団法人びびっどコラボレーション、代表理事櫻井光雄氏でございます。

3、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として、足寄高校生の下宿と短期滞在用の移住体験宿泊施設を兼ね備えた、全国的にもまれな複合施設である足寄町多目的交流施設の性質と目的を理解し、また利用者との信頼関係を構築してきているなど、平等かつ公平な利用に努めております。

2点目として、当該法人は足寄町の地域性を熟知し、各種行政施策に精通しており、さらには、各分野でノウハウを持つ者たちで、地方創生のために組織されたまちづくり会社であることから、足寄町の実情や、他業種間連携による地域活性化、経済及び福祉関連政策など複数の政策間連携の必要性を理解し、将来の足寄町を担う人材の育成を行い、当該施設を効率的かつ効果的に運営できる最適かつ唯一の団体でございます。

3点目として、当該施設の運営に関し、最初の構想段階から強い愛郷心と熱意を

持って携わってきており、1期目の平成28年6月から現在まで、事業計画のとおり安定した施設管理と健全な経営をしてきていることから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

なお、指定管理者選定委員会は、令和6年2月21日、足寄町副町長を委員長に、4名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、一般社団法人びびっどコラボレーションが指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書案について、御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

第1章総則では、本協定の目的、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、用語の定義、管理物件、リスク分担、指定期間及び会計年度などを規定しております。

なお、第8条の指定期間ですが、先ほど触れておりますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

7ページ、第2章本業務の範囲と実施条件では、第9条で本業務の範囲、第11条で業務実施条件について規定しております。

第3章本業務の実施では、本業務の実施、職員の配置、管理施設の修繕、緊急時の対応、個人情報の保護などを規定しております。

8ページ、第4章備品等の取扱いでは、備品の管理・使用について規定しております。

第5章業務実施に係る甲の確認事項では、事業計画書、月報の提出、事業報告書、業務実施状況の確認と改善勧告について規定しております。

9ページ、第6章指定管理料及び利用料等では、指定管理料、利用料等収入の取扱い、利用料金の決定などを規定しております。

第28条の指定管理料については、第1項で無償としており、第29条第2項で、利用料等の一部を納付金として徴収することができる」と規定しております。

第7章損害賠償及び不可抗力では、損害賠償等、保険、不可抗力発生時の対応などを規定しております。

10ページ、第8章指定管理の指定期間の満了では、業務の引継ぎ等、原状回復義務、備品等の取扱いを規定しております。

第9章指定期間満了前の指定の取り消しでは、指定の取り消しなどを規定しております。

11ページ、第10章その他では、著作権等の使用、権利・義務の譲渡の禁止、暴力団関係者の排除、本業務の範囲外の業務、協定の変更、疑義についての協議などを規定しております。

12ページ以降は、別紙1用語の定義、別紙2管理物件、別紙3リスク分担表について規定しております。

14ページをお開きください。

別紙4仕様書ですが、変更点について説明させていただきます。

15ページになります。

第6項利用料等についてですが、第2号利用料金について、光熱費、食材等が値上がりしていることから、改定しました。

移住体験等の利用者は、1泊当たり5,000円以内から5,500円以内、足寄高校生下宿は一月当たり7万円から7万7,000円以内と、それぞれ10%値上げさせていただきました。

16ページを御覧ください。

別紙5個人情報取扱特記事項について規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番進藤議員。

○10番（進藤晴子君） この議案第11号、足寄高校の子供たちも入っている大事な施設でありまして、持続可能な事業であってほしいと願うばかりの施設でございますが、こちらの議案を今回の定例に持ってこられた。

少し遅くないですか。

もし持続可能な事業であるということであれば、もう少し早めに議会のほうに持って上がってくるのが本来だと思うのですが、その辺の理由をお聞かせください。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

前回2期目の指定管理に提案させていただいたときはですね、12月の第4回定例会で提案しております。

今回も同様なスケジュールで事務作業を進めておりましたが、指定管理者のほうからですね、指定管理者選定委員会に提出する資料の準備がちょっと間に合わないという申出があったものですから、ちょっと事務作業を見直しまして、最終的に必要書類が全て整ったのが2月の中旬ぐらいでございます。それから指定管理者選定委員会が同月の21日開催となったということで、本定例会の提案となったものでございます。

ちょっと御指摘の部分、確かにおっしゃるとおりでございますが、ちょっとこういう経過があったということで御理解頂きたいなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 提出書類がびっどりのほうから来るのが遅れたと。

それは何か理由があるのでしょうか。

例えば金額の面であるとか、交渉する金額をどうしようかと迷っているとか、何かそういう事情があつてということではない

ですか。

それとも端的に、人員が足りなくて、スタッフが足りなくて、書類が用意できない。

もしお分かりになれば教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 遅くなった理由については複数の点があるかなと思います。

どうしても事務的なことをやっぱり代表1人でやらなければならないといった中で、膨大な過去ですね、資料の整理だとかもありますし、今回やっぱり一番大きかったのがちょっと登記的な部分の書類があったということで、ちょっとその部分が、法務局とのやりとりの中で、ちょっと時間がかかってしまったというところが一番大きいかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 事情は分かりました。

でも、大切な子供たちを預かっているところでございますので、前々から少し前もってコンタクトをとっていただいて、遅れないように今後やっていっていただけたらと思います。

あと続けてもう一ついいですか。

私たちがやっぱり懸念するのは、実績はここはありますね、もう3期目ということ。

それは十分経営が成り立っているということもできるのですが、今回値上げをした食費とか、燃料費が高騰しているので値上げをした…、値上げするかどうか分からないのですね。上限を値上げしたという、この協定書の中で。

それは安心したところなのですが、収支報告書というのを多分毎年上げてらっしゃってそれを確認されていると思うので

すけれども、私たちにはそれがちょっと見えてこないのですね。

どのように経営をされてやっているのか。

町民のほうから、高校生、子供じゃないですけれども、高校生が入っている中で、食事がちょっと足りないとか、そういうようなことも言われています。

親御さんやっぱり心配しているのですよね。

そういう中で、本当の民間であれば、直接、びびっどの上の人と相談して値上げをするとか、そういうことができますが、ここはもうマックスの制限がかかっております。

そういうことが親御さんには対応できないわけですね。

その辺の中をどういうふうに酌み取っていくかというのが大事なのですけれども、私たちも聞かれても、内容は分からない。

どの辺の人員がどのくらいいて、どのくらいお金がかかっているのか、子供たちの食事はどのくらいになっているのか、公共料金、その辺のことも、どのくらいかかっているのか、分からないのです。

なので何とも答えようもなく、どうしようというところで終わっているのも、その辺のことが少し情報として流していただけるものなのかどうか、議員のほうに。

もちろん口外は無用だと思いますが。

その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

最初のほうに食事の件についても御質問ございましたが、2年前に外部の方からちょっと食事の状況あまりよくないのではないかという御指摘を伺いまして、そのときには、野球部の入居者を中心にアンケートをとったり、聞き取りをした経過がございます。

そういった部分ちょっと、量的なものに関しては、確かに野球部の量ではございませんので、男女の別だとか、運動する、しないでもやっぱり量的な部分、個人差はあると思いますが、おかわりだとかもできる状況にあるということで、聞き取りの中では、そんなに特別変だよ、悪いよというようなことはなかったという経過がございまして、今現在も教育委員会に対しまして、食事の不満だとか要望については特に届いてはいないのですけれども、ただもしそういう情報があれば、教育委員会と指定管理者のほうと協議しまして、内容について確認することは可能かなというふうに思っています。

また、経営の部分について、この間過去には文教厚生常任委員会の中でもいろいろ説明する機会を頂きまして、その中でも説明させていただきました。

例えば決算の中で、一番話題になったのが納付金だとかそういった部分話題になって説明してきたつもりですが、もしまた文教厚生常任委員会の場合だとか、そういった中で説明はさせていただきたいなと。もっと詳しくですね、説明させていただきたいなと思いますので、御理解頂きますようお願い申し上げてお答えとさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） では文教のほうで詳しくその辺のことも説明を受けるというふうに受け止めました。細かく教えてあげてください。

それとですね、今言っていました、その納付金という言葉が出ました。

私も前に文教におりましたので、説明を以前受けた覚えがありますが、もう一度確認の意味で。

補助金が1人4万円出ております。高校生に対して。その4万円がどのように流れていって納付金になるのかというところを、簡単でいいので教えていただければよろ

しいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

下宿代については、できた施設によって値段が若干違うのですが、6万円台から、今現在7万円を上限に、負担していただいております。

全ての高校生の入居者に対しまして、足寄町通学費等補助金の中で4万円を支給して、残りの差額分を、親御さんが負担して納入するという形になります。

その中で毎月支払っていただいて、それ以外にも、下宿で生活する上で様々な賄い材料費だとか、光熱水費だとか、そういった経費がございます。

そういった経費の中で、あと、当然運営者であるびびっどコラボレーションに支払う分もありますし、そういった全ての経費を、年間の収入から差し引いた残りをですね、納付金として毎年度、足寄町に、徴収というか、協定案に基づいて納入してもらうという流れになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 今の御説明だとちょっと私の見解とちょっと違っておりました。

今4万と言った4万円が保護者に入るのか、それとも直接びびっどのほうに入るのか、というところをまず確認したいのと、あと今の御説明では全体的な収入をびびっどの収入から経費を差し引いたものを全て納付金として戻ってくるということは、びびっどの利益というのですか、どのようになりますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ありません。

毎月4万円支出する補助金につきまして、本来であれば保護者に支出する形にな

ると思いますけれども、1回保護者に払って、それが直接当然指定管理者に払っていただければいいのですが、それには手間もございますので、足寄町のほうからその分については直接指定管理者に支出しているということになります。

あとそれ以外も、びびっどはボランティアでやっているわけではないので、当然びびっどに支払う分につきましては、一般管理費として定額で規定しておりますので、毎年度びびっどのほうにも、びびっどの収入としていただいて、それを含めて、それも経費の一部としていただいて、残った分を納付金として町が徴収するといった形になります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

最後に一つだけ、その一般管理費というのは幾らですか。

そこだけちょっと確認させてください。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 率でしょうか。金額でしょうか。（「金額です」と呼ぶ者あり）

過去ですね、資料的には過去の分、例えば令和3年度でいけばですね、468万9,000円。

令和4年度でいけば482万5,000円というのが大体そのくらいになっております。

ただ入居者数によってもですね、異なりますので、毎年同じ金額ということにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

率が決まっているわけではないですよ。

その辺は考慮しながら毎年決めていくということですよ。

完全に、何%って決まっているのです

か。

今金額をお聞きしましたが。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 率につきましては15%以内ということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。大変よく分かりました。ありがとうございます。

今回のこの協定書を見るからにもうしつかりとなっていますが、これでもう持続可能であるというふうに、この金額と、この協定内容で、というふうに受け止めてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 私が言うのも何なのという部分はあるかと思うのですが、一応この間、2期8年間、指定管理者びびっどコラボレーションとは、いろいろ協議だとか相談しながら進めてまいりました。

やはり高校生のお子さんを預かるというのはとても大変なことだなということを感じています。

たまたま私もそのほとんどですね、教育総務室長、教育次長として関わらせていただきましたが、本当に大変で、担当のほうも、日々苦勞しながら対応することもございました。

あと、びびっどコラボレーションの代表もですね、一応あの誠意を持ってですね、子供たち、生徒たちですね、対応してくれるというふうに感じておりますので、また組織的にもですね、将来見据えた人材の採用だとかもしているというふうに聞いていますので、その中で任せて、続けられるというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第12号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 17ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第12号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法に定める別表第2が削除されることから、関係条文について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容について申し上げます。

17ページの改め文の朗読は省略をさせていただきますして、新旧対照表により御説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

第2条におきまして、法に定める別表第2が削除されたことから、定義の規定に第5号及び第6号を加えるもので、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報について定めるものでございます。

第4条については、第2条で定めた規定に伴い、第1項及び第3項の文言を改めております。

17ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することについて定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号足寄町行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第12号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

○議長(高橋秀樹君) 日程第11 議案第13号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長(保多紀江君) 19ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第13号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部改正により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適切な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となり、総務省から対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであるとの技術的助言がされたことから、本町においても令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

19ページの改め文の朗読は省略をさせ

ていただきまして、新旧対照表により御説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

第1条による改正は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例中第7条第2項において、文言の一部を削り、勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給することへの改正を行うものです。

次に20ページの下段になりますが、第2条による改正は、足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、パートタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することへの改正をするものでございます。

条例中、条例の題名を足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に改め、第2条第5項に勤勉手当の文言を追加し、第7条の2を追加し、6か月以上任用された1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員に、職員と同じ率で勤勉手当を支給することや、勤勉手当の不支給、一時差止めなどを定めております。

次に、21ページになりますが、第3条による改正は、足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、フルタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することへ改正するものでございます。

条例中第4条第1項に勤勉手当の文言を追加し、改正後の第19条において、6か月以上任用されたフルタイム会計年度任用職員に、職員と同じ率で勤勉手当を支給することを定め、第19条の2において、懲戒免職等の処分を受けた者への勤勉手当の

不支給、一時差止めについて規定しております。

19ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第14号足寄町監査委員条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 22ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第14号足寄町監査委員条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法等の一部改正をする法律の施行に伴い、地方自治法を引用する規定に条ずれが生じたため、関係条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容について申し上げます。

第1条におきまして、足寄町監査委員条例第3条の文言の整理を、第2条におきまして、足寄町病院事業の設置等に関する条例第4条の文言の整理をそれぞれ行うものでございます。

附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

23ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号足寄町監査委員

条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第14号足寄町監査委員条例及び足寄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

○議長(高橋秀樹君) 日程第13 議案第15号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長(丸山一人君) 24ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第15号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

博物館法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

これまでの博物館法では、博物館を設置する場合には、第18条で地方公共団体の条例で定めなければならないと規定されていきました。

しかし、現在では、地方独立行政法人やNPO法人など、かつては存在しなかった種類の法人が博物館を設置するようになったことから、これまでであった設置主体の限定項目が撤廃されました。

そのため、設置根拠とした第1条を改正するものでございます。

改正条文の内容について御説明申し上げます。

足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法第18条の規定に基づき」を「教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に改める。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第15号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

○議長(高橋秀樹君) 日程第14 議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正

する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） ただいま議題となりました、議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

25ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の段階が、9段階から13段階に多段階化されたこと及び第1回臨時会に提案し、議決を頂きました第9期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を国が示す標準乗率及び公費軽減割合を適用した保険料率とするため改正を行おうとするものでございます。

なお、介護保険料基準額につきましては、令和3年度から令和5年度までの基準額と同額となっております。

条例の主な内容について御説明申し上げます。

25ページの改め文の朗読は省略させていただきます。新旧対照表により御説明いたしますので、26ページをお開きください。

介護保険料率につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間ごとに定めることとなっておりますことから、第9期計画期間に合わせ、第3条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、第3条第1項各号において、34,500円を31,300円、43,500円を47,200円、51,800円を47,600円、57,300円を62,100円に改め、多段階化に伴い、第9号の次に第10号から第13号までの4号を加えるものです。

また、同条第3項から第5項中20,7

00円を19,600円に、同条第4項中34,500円を33,400円に、同条第5項中48,300円を47,200円に改め、多段階化に伴い、第5条第3項中「又は第8号口」を「第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」とし、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改め、第3条第2項及び第5条第4項において、保険料率に100円未満の端数があるときには、「50円未満は切捨て、50円以上は切り上げるもの」を「切り捨てるもの」に改めるものでございます。

25ページにお戻り頂きます。附則でございますが、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、第2条で経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

○議長(高橋秀樹君) 日程第15 議案第17号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長(松野 孝君) 27ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第17号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、水道法の一部が改正され、令和6年4月1日から水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から、国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の規定の整理を行うため、本条例を制定し、足寄町営農用水道等条例ほか、二つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、28ページをお願いいたします。

まず、第1条による改正は、足寄町営農用水道等条例の一部を改正するもので、第6条、第33条第2項及び第36条第1号中の「厚生労働省令」の文言を、いずれも「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に、第2条による改正は、足寄町水道事業給水条例の一部を改正するもので、第5条、第33条第2項及び第36条第1号中の「厚生労働省令」の文言を第1条による改正と同様に、いずれも「国土交通省令」に改めるものでございます。

次に28ページをお願いいたします。

第3条による改正は、足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するもので、第4条第6号中の「厚生労働大臣」の文言を、「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

27ページへお戻りください。

附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長（高橋秀樹君） 日程第16 請願第1号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書の件を議題とします。

ただいま議題になっております、請願第1号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしましたと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお本件は、会期中の休会中に審査の上、報告願います。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

次回の会議は、3月13日、午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまです。

午後 1時54分 散会